

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 26 日

福岡県知事 殿

提出者

福岡県大牟田市

住 所

新開町 1 番地

氏 名

デンカ株式会社 大牟田工場

執行役員大牟田工場 西村浩二

電話番号 0944-52-1063

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	デンカ株式会社 大牟田工場
事業場の所在地	福岡県大牟田市新開町 1 番地
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E. 製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 : 42,219 (百万円)
③ 従業員数	650 名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付 (表 1) 参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙添付 (表 2) 参照



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃酸
	排 出 量	4 t	690 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	排 出 量	258 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管汚泥	
	排 出 量	8 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・ 工程の見直しによる発生抑制推進			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃酸
	排 出 量	4 t	560 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	排 出 量	220 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管汚泥	
	排 出 量	7 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・ 工程の見直しによる更なる発生抑制推進			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・ 廃油等の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の分別推進
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・ 更なる産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の分別

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管汚泥	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管汚泥	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管汚泥	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	0 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管汚泥	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	0 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管汚泥	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管引火性廃油	特管廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	特管汚泥	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 1枚目 (1品目目から4品目目)

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類		特管引火性廃油	特管廃酸
	全 処 理 委 託 量		4 t	690 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		4 t	285 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量		258 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		258 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
	・特になし			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類		特管引火性廃油	特管廃酸
	全 処 理 委 託 量		4 t	560 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		4 t	250 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		特管廃アルカリ	特管感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量		220 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		220 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)			
	・特になし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 2枚目 (5品目目から8品目目)				
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類		特管汚泥	
	全 処 理 委 託 量	8	t	t
	優良認定処理業者への委託量	8	t	t
	再生利用業者への委託量	0	t	t
	認定熱回収業者への委託量	0	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量		t	t
	優良認定処理業者への委託量		t	t
	再生利用業者への委託量		t	t
	認定熱回収業者への委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	・特になし			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類		特管汚泥	
	全 処 理 委 託 量	7	t	t
	優良認定処理業者への委託量	7	t	t
	再生利用業者への委託量	0	t	t
	認定熱回収業者への委託量	0	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量		t	t
	優良認定処理業者への委託量		t	t
	再生利用業者への委託量		t	t
	認定熱回収業者への委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・特になし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 3枚目 (9品目目から12品目目)

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	960 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェスト加入済み ・対応処理業者との契約を締結している。		
※事務処理欄			

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。